小中高生等に対する自殺予防啓発事業費補助要綱

令和６年（2024年）５月16日
保健福祉局長決裁
最近改正　令和８年（2026年）４月28日

（目的）
第１条　この要綱は、「小中高生等に対する自殺予防啓発事業」（以下「啓発事業」という。）の実施に係る費用の一部を補助することにより、札幌市内の児童生徒に自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とし、予算の範囲内において、「小中高生等に対する自殺予防啓発事業費補助金」（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。
２　補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和８年規則24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付）
第２条　市長は、次条以下の補助条件に該当し、かつ補助することが必要と認められる啓発事業の実施者に対し、補助金を交付する。なお、実施者は、規則第５条第３項第１号から第３号までに規定する者に該当してはならない。

（補助要件）
第３条　この要綱において、補助の対象とする啓発事業は以下のすべての要件を満たすものでなければならない。
（１）社会福祉法人や特定非営利活動法人等の非営利法人が実施する事業であること。
（２）非営利法人が札幌市内に所在する学校（学校教育法に定める学校。専修学校、各種学校を含む。）と調整等のうえ、授業や学校行事の一環として実施する事業であること。
（３）第１条に定める事業目的に沿った事業内容であること。

（補助金の算出）
第４条　補助金は、別表第１欄に定める基準により算出した金額と、別表第２欄に定める補助対象経費の実支出額から、補助金以外の収入を控除した金額を比較して、いずれか低い方の額の２分の１を交付する。ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）
第５条　補助金の交付を受けようとする法人の代表者は、小中高生等に対する自殺予防啓発事業費補助金交付申請書（様式１）に誓約書（様式２）及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）
第６条　市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助の必要を認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式３）を申請者に送付するものとする。

２　前項の規定による交付決定の際には、次に掲げる条件を付するものとする。
（１）補助金の交付申請をした後に事業計画を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
（２）啓発事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
（３）啓発事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
（４）第３条に規定する補助要件を満たして事業を実施すること。
（５）第12条に規定する帳簿等の整備及び保存を行うこと。
（６）第13条の規定による市長の調査等に協力し、又は必要な事項について報告を行うこと。

（実績報告書の提出）
第７条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業終了後すみやかに、小中高生等に対する自殺予防啓発事業費補助金実績報告書（様式４）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）
第８条　市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めたときは、補助金を確定し、交付決定者に対し補助金確定通知書（様式５）により通知するものとする。

（補助金の交付）
第９条　補助金の交付は、前条の補助金額確定後に請求により支出する。ただし、市長が必要と認めたときは、第６条の補助金交付決定通知後に概算額を交付することができる。
２　前項ただし書の場合において、確定した額が交付した額を超えるときは、市長は、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

（事業計画の変更）
第10条　削除

（補助の取消等）
第11条　市長は、申請者が規則第17条第１項のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（帳簿等の整備）
第12条　補助金の交付を受けた者は、次の関係書類を備え、当該事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の４月１日から５年間保存しなければならない。
（１）事業実施記録
（２）経理関係帳票及びその証拠書類
（３）その他必要となる帳簿

（調査等）
第13条　市長は、必要と認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

（委任）
第14条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は障がい保健福祉部長が定める。

附　則
この要綱は、令和６年５月16日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年４月28日から施行する。

別表
第１欄

学校において授業または学校行事として実施される啓発事業	１回あたり	100,000円

第２欄
補助対象経費
啓発事業の実施に要する費用で、以下に掲げるものとする。

報償費	ボランティアに対する謝金等
旅費交通費	電車代、バス代、出張旅費等
通信運搬費	電話代、はがき代、機材運搬費等
研修費	職員、ボランティアに対する研修に要する費用
消耗品費	実施に必要な用品等の購入費
印刷製本費	実施に必要な書類やパンフレット等の印刷費
賃借料	実施に必要な機器等の借受けにかかる経費
手数料	銀行振込手数料（各勘定科目に加えてもかまわない）等
保険料	損害賠償責任保険等保険料 等
業務委託費	業務委託に要する費用
その他	その他、実施に必要と認められる費用